

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年7月27日

【事業年度】 第144期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社 島津製作所

【英訳名】 Shimadzu Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 服部重彦

【本店の所在の場所】 京都市中京区西ノ京桑原町1番地

【電話番号】 京都(075)823局1128番

【事務連絡者氏名】 専務取締役 中本晃

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田錦町1丁目3番地

【電話番号】 東京(03)3219局5550番

【事務連絡者氏名】 東京支社 総務部長 北川陽一

【縦覧に供する場所】 株式会社島津製作所 東京支社  
(東京都千代田区神田錦町1丁目3番地)

株式会社島津製作所 関西支社  
(大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急ターミナルビル内)

株式会社島津製作所 名古屋支店  
(名古屋市中村区那古野1丁目47番1号  
名古屋国際センタービル内)

株式会社島津製作所 神戸支店  
(神戸市中央区京町70番 松岡ビル内)

株式会社島津製作所 横浜支店  
(横浜市西区北幸2丁目8番29号 東武横浜第3ビル内)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 19 年 6 月 29 日に提出しました第 144 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第 4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しています。

第一部 【企業情報】

第 4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

<略>

(5) (6) (7) (8) (9)記載なし

(訂正後)

<略>

(5) 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約にもとづく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(6) 取締役の定数

当社の取締役は 28 名以内とする旨を定款で定めています。

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めています。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めています。

(8) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

① 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めています。

## ②中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第 454 条第 5 項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款で定めています。

## (9)株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会特別決議の定足数をより確実に充足できるようにするため、会社法第 309 条第 2 項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款に定めています。